

高石市長出張トーク実施要領

(趣旨)

第1条 市民の市政に対する理解を深め、市民との協働によるまちづくりを推進するため、市民に施策の内容等を市長が直接説明し、市民と市長との対話を通じ、これからのまちづくりに関する意見及び提言を聴く、「高石市長出張トーク」（以下「出張トーク」という。）を開催するものとする。

(開催)

第2条 出張トークは、市内で活動する各種団体（政治団体及び宗教団体を除く。以下同じ。）及び構成員の過半数が高石市内に在住、在勤又は在学しているグループ（以下「団体」という。）からの申し込みにより開催するものとする。

2 1日当たりの開催数は、原則1回とする。

3 出張トークの開催回数は、原則1団体あたり年2回以内とする。

(開催日及び時間)

第3条 開催日及び時間は、月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の午前9時から17時30分までの間における1時間以内とする。ただし、12月29日から翌年1月3日までの日を除く。

2 前項の開催日及び時間によることが困難な場合は、団体と市の協議により、開催日及び時間を決定するものとする。

(参加者)

第4条 出張トークに参加できる者は、第2条に規定する団体の構成員とする。

2 出張トークの参加は、原則として5人以上とする。

3 出張トークの参加者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 単なる要望、苦情等の相談又は特定の個人若しくは団体の権利に関する事項その他これからの市全体若しくは地域のまちづくりの推進に直接関係のない事項は取り上げないこと。

(2) みだりに席を離れ、若しくは不体裁な行為等により出張トークを妨害し、又は会場の秩序を乱すような行為をしないこと。

(市の出席者)

第5条 市の出席者は、市長とする。ただし、市長は、特に必要と認めた場合は、職員を出席させることができる。

(講座内容)

第6条 出張トークの内容は、出張トークを希望する団体の代表者と市が協議のうえ決定するものとする。

(申込み)

第7条 出張トークを希望する団体の代表者は、当該出張トークを希望する日の2月前まで

に高石市長出張トーク申込書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

（会場）

第8条 出張トークの開催場所は、団体が高石市の区域内において確保し、指定した場所とする。ただし、団体が指定した場所によりがたいときは、団体の代表者及び市が協議のうえ、開催場所を決定するものとする。

（庶務）

第9条 出張トークの庶務は、秘書課において処理する。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、出張トークの開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月20日から施行する。